

掛川市条例第8号

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例の一部を改正する条例

掛川市重度心身障害児扶養手当支給条例（平成17年掛川市条例第112号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 年齢が20歳未満で、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親又は保護受託者に委託されているとき。</p> <p>(3) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設（知的障害児通園施設を除</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 年齢が20歳未満で、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当するもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、<u>小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されて</u>いるとき。</p> <p>(3) <u>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第</u></p>

く。)に入所措置されているとき、又は同条第2項の規定により指定医療機関に入所措置され、治療等を委託されているとき。

(4) (略)

1条に規定する施設に入所しているとき。

(4) (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

